

令和 6 年度 入湯税の使途状況（決算）

入湯税は地方税法第 701 条により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設
その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する
費用に充てることを目的とした地方税です。

西都市の令和 6 年度決算における入湯税の充当内訳を報告します。

1. 入湯税決算額 608 千円

2. 入湯税の充当内訳

（単位：千円）

区分	決算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国・県 支出金	地方債	その他	入湯税	その他
観光振興 （観光協会補助金）	32,534				608	31,926